

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和5年度 12月度)

- 1 日 時 令和5年12月1日(金)
開会：午後2時55分
閉会：午後3時30分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 11名
1番 三島 幸浩 2番 両國 明美 4番 栗山 敬行
5番 平井 清一 6番 田中 昭一 7番 池田 貢
9番 川上 三郎 10番 吉田 純夫 12番 高木 良治
13番 山本 善榮 15番 向 悟司
- 4 欠席委員 4名
3番 上野 和枝 8番 宮木 克幸 11番 森 久志
14番 浮橋 勉
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見市農地利用最適化推進委員候補者について
- 6 そ の 他 氷見市農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 7 職務のため出席した事務局等職員
4名
局長 長谷川 智弘 主任 西山 直樹 事務員 池田 幸代
市長部局から
農林畜産課 課長補佐 山下 弥奈江

8 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和5年度12月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を栗山委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見市農地利用最適化推進委員候補者について
であります。

□議長(会長) 本日は、上野委員、宮木委員、森委員、浮橋委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中11名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、吉田委員、高木委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、中間管理事業分のみ利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明いたします。

農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となり、それが「3条許可」であります。

なお、令和5年4月1日から面積要件となっていた5反要件が廃止されております。

今回の申請件数は2件です。

まず1件目は、氷見市**——番で、申請面積は——㎡、地目は登記、現況ともに畑です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から
譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ
譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、——m²で、今回の申請農地——m²を取得すると、合計——m²となります。

譲受人は、年間270日程度、農作業に従事しております。申請農地は畑として利用されている状況で、この度、隣接農地の所有者である譲受人から譲渡人へ引き続き畑として利用するため、買取をしたいとの話があり、まとまったものです。

2件目は、氷見市**——番、——番、——番で、申請面積は合わせて——m²、地目は、——番は登記、現況ともに畑で、——番、——番は登記が田、現況が畑です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から
譲受人 京都府**——番地（氏名**）へ
譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、——m²で、今回の申請農地——m²を取得すると、合計——m²となります。

譲受人は、年間200日程度、農作業に従事しております。申請農地は——番の一部のみ畑として利用され、それ以外は耕作されていない状況で、この度、譲受人から譲渡人へ本市への移住後、イチゴ栽培をはじめとした農業を行うための畑として利用するため、買取をしたいとの話があり、まとまったものです。

以上の2件であります。今回の案件はいずれも農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、地域調和など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

（**委員） 本市へ移住される譲受人の住居は、どうなっているのでしょうか。

（事務局） 今回の申請農地の近くに住居を確保し、すでに契約済みであり、子供の学校の関係上、来年3月から4月にかけて引っ越されるとのことです。

(**委員) その譲受人は、本市との関係がある方なのでしょうか。

(事務局) 全く本市との関係がある方ではございません。インターネットで調べたのか、たまたま本市へ立ち寄った際に良かったのか分かりませんが、何かきっかけがあって、移住を決断されたのだと思います。

(**委員) 譲受人は、初めての土地で生活をされることから、農業を営む上での給水、排水管理など地区との話し合いが必要な場合は市がサポートしてくださるようお願いします。

(事務局) 譲受人は、イチゴ栽培をしたい旨、すでに市農林畜産課へ気候、土壌に関して相談に来ており、今後も市としてサポートができればと考えております。

□議長（会長） 他に無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件2件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。

今回の案件は、2件ともに第5条申請となっております。

番号1、地区は——です。

譲受人は石川県**——番地（氏名**）、（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は畑として利用されている状況です。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は所有権移転です。
農地区分は第1種農地です。

番号2、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、——番、申請書において地目は登記が
2筆とも田、現況が——番は田、——番は雑種地、現地は——番が
田として利用されている状況です。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は所有権移転です。
農地区分は第3種農地です。

引き続き、許可基準について説明。

また、今回の案件2件はともに除外申請時に現地調査を実施しており、
計画等に変更がないことから改めての現地調査は不要となりますので、
当番委員からの報告はありません。なお、2件ともに氷見市土地改良区
からの同意が得られており、また、2件とも隣接する農地はありません
ので、耕作者からの同意は不要となります。

では、今回付された案件2件につきまして、原案のとおり進達してよ
ろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いしま
す。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法
第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につ
きまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 氷見市農地利用最適化推進委員候補者についてに
つきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第4号議題 氷見市農地利用最適化推進委員候補者についてにつきまして、ご説明いたします。

本市の推進委員の定数は19名であり、募集期間を本年4月3日から5月2日までの1ヶ月間とし、各地区から定数どおりの19名の候補者推薦があり、7月20日開催の組織総会において、推進委員として委嘱したところでありました。

しかしながら、9月30日をもって——地区の推進委員1名が退任されたため、推進委員1名の補充について改めて、募集期間を10月10日から11月9日までの1ヶ月間としたところ、——地区から1名の候補者推薦がありました。

なお、今回、推薦のあった候補者については、資格要件である刑罰・破産の欠格事項に該当していないこと、かつ農業委員との兼任もできないことの確認が取れておりますことをご報告いたします。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第4号議題 氷見市農地利用最適化推進委員候補者についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。

次に、その他の協議案件として、氷見市農地利用最適化推進委員の委嘱についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 氷見市農地利用最適化推進委員の委嘱についてにつきまして、ご説明いたします。

農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、農業委員会が委嘱することになっております。

つきましては、先ほど氷見市農地利用最適化推進委員として相当であると認められた、——氏への委嘱について承認を求めるものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、氷見市農地利用最適化推進委員の委嘱についてにつきまして、説明を了承することとします。

（事務局） ただいま氷見市農地利用最適化推進委員の委嘱について了承が得られましたので、これより委嘱状の交付式を行います。

（氷見市農地利用最適化推進委員委嘱状交付式）

（事務局） 以上をもちまして、委嘱状交付式を終了いたします。

□議長（会長） 以上で本日の案件は、全て終了しました。
これで、氷見市農業委員会12月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月1日

議 長

署名委員

署名委員